

最終意見陳述書

福岡高等裁判所第1民事部 裁判官どの

控訴人（原告）及び代理人弁護士一同を代表して
弁護士 福 崎 博 孝

昨年12月17日付西日本新聞はご覧になりましたでしょうか。「反撃能力保有一閣議決定」、「防衛費－5年で43兆円」、「軍拡の恐れ－熟議なく」という言葉が踊っています。

また、先月の1月15日付西日本新聞はご覧になりましたでしょうか。「日米－反撃能力連携強化－首脳会談」、「同盟－歴史的転換への岐路」、「安保戦略－軍事力に依存」という言葉が追い打ちをかけていました。

昨年11月1日の口頭弁論で証言していただいた半田滋証人が、最も恐れていた「戦争を可能とする最終段階」に、ついに到達したようです。

多くの国民が気付かないうちに、台湾有事・北朝鮮有事の際に、“米軍へ参戦する、自衛隊の準備”が整ってしまったようなのです。

しかし、「平成26年7月の新安保法制法案の閣議決定」から、これまでの約8年6か月の間、行政部門の官僚は、暴走する政治部門の政治家を押し止めようとするどころか、政府与党の意のままに最大の協力をしてきました。

そして、その後の安全保障政策の実行とその推進は、今回の「反撃能力」「敵基地攻撃能力」の保有と、それを前提とする「日米の連携強化」によって、わが国がいつでも、“中国・北朝鮮と米国の間の戦争”に、参戦することを可能にしてしまいました。

政治部門の劣化や行政部門の質の低下は、いささか目に余ります。日本という国に生活すること自体に息苦しさや腹立たしさを感じます。

やはり、私たち国民は、自らの民度のレベルに相応しい程度の政治部門や行政部門しか持ちえない、ということでしょうか。

もっとも私たちは、わが国の司法部門の裁判官だけは、劣化し質が低下しているとは思っていません。だからこそ、いまだ全国各地で、この裁判を続けているのです。

しかしそれでも、平成28年に全国22の地方裁判所で新安保法制違憲訴訟の訴えを提起してきましたが、すべての裁判所が憲法判断を回避しています。そして、いまでもそれが続いています。

言うまでもないことですが、これらの裁判では、裁判官が、“新安保法制法の違憲性”を明確に判断することこそが最も重要なミッションになっています。

日本の、どこかの裁判所が、政府与党による政治部門と行政部門の暴走にストップをかけなければ、すべての国民がこれを許してしまったことになってしまいます。

もちろん、裁判所が違憲判決を下しただけで、この暴走を完全に止めることができるとは思っていません。しかし裁判所が、わずか一つでも、「この新安保法制法は違憲である」と判断するだけで、少なくとも多くの国民に対して、もう一度“考え直す機会”をあたえることになるのではないのでしょうか。

自衛隊は、新安保法制法の成立によって「集団的自衛権」と、外国での「武器使用権限」を手に入れ、そして今、岸田内閣の閣議決定によって「反撃能力」すなわち「事実上の先制攻撃能力」をも獲得し、日米で連携してそれを行使することができるようになってしまいました。

そもそも、死地に赴くかもしれない自衛隊員がそのようなことを望むはずもありません。それを強く熱望したのは、安全地帯に安穩とする「劣化した政治部門」と、「質の低下した行政部門」だけといえます。

しかし、私たちは、司法部門がそこまで劣化し質を落としてしまっているとは思っていませんし、そう思いたくもありません。

福岡高裁第1民事部の裁判官の皆さんも、その司法部門の一翼を担っておられることからすれば、ここでこそ、真の意味での司法の役割を果たして欲しいと心から願っています。

もう既にご理解いただいているとは思いますが、福岡高裁第1民事部の裁判官の皆さんには、最後にもう一度、これまでの私たちの主張をご確認下さるよう、再度、簡単に整理させていただきます。

(1) 自衛隊はその創設時から“憲法9条に違反しないのか”が議論され、わが国政府は一貫して、(1)「集団的自衛権行使の禁止」、(2)「海外派兵の禁止」、(3)「海外での自衛隊の武器使用の禁止」などという厳しい条件の下に、「専守防衛」に限定された“必要最小限の実力組織”として、自衛隊の合憲性を何とか説明してきたのです。

(2) しかし、平成27年9月、安倍内閣において成立した新安保法制法は、それまでの政府が許していなかった「集団的自衛権」を許容し、それまで許されていなかった「海外での後方支援活動」、「武器使用」を広く認め、しかも、艦船・戦闘機を含めた「武器防護」までをも認める内容となりました。そのことから、ほぼすべての憲法学者が違憲であると判断し、また、そのほとんどの国民がこれに反対しました。そして、多くの裁判官の皆さんも国民として同様の考えをもっていただけです。

本来であれば、新安保法制法は、憲法を改正しなければその存在が許されない法律であることは明らかです。

(3) それにもかかわらず、わが国政府は、その後も、敵基地攻撃が可能とな

る、「防衛装備品」ならぬ「軍事装備品」を取りそろえ、着々と、来るべき「台湾や朝鮮半島における米軍との共同軍事行動」の準備をしてきました。

その間、いずれの内閣も、米国に追従（ついしょう）して軍事装備品を爆買いし、沖縄県など南西諸島での戦闘態勢を整える準備を行ってきたのです。

しかし、その一方で、中国や北朝鮮などとの建設的な外交交渉をしてきたのでしょうか、いやその形跡は全く見られません。

(4) そして、ついには、「岸田内閣による反撃能力の閣議決定」と、「米国との連携強化の共同声明」に至ったわけです。

その「最後のフィナーレ」が、「“反撃能力の保有”であり、“日米での敵基地攻撃能力の連携強化”だった」ということなのです。

これによって、「専守防衛」に専念していた自衛隊が、海外に出かけて行き、それまでに取りそろえた「攻撃的軍事装備品」をもって敵国を直接攻撃することも可能になってしまったのです。意図的に又は間違っ、敵国に「先制攻撃」をしかける可能性も否定できない状況に立ち至っています。

それにもかかわらず、わが国の司法部門の裁判官は、これから先も、「危険の切迫性が認められない」として憲法判断を避け続けるつもりなのでしょうか…本当にそれでいいのでしょうか。

もうそろそろ、わが国の司法部門も、司法制度を支えている「日本国憲法」を蔑ろにする“政治部門や行政部門への怒り”を国民の前に明らかにする時機（とき）が来たのではないのでしょうか。

わが国政府はもう既に、自衛隊に対し、「集団的自衛権の行使権限」を付与し、「海外での武器使用権限」を与えており、しかも、それを前提とした「敵基地攻撃能力」と、それを裏付ける「強力な武器」を与えてしまいました。その上での「台湾情勢・台湾有事」であり、「北朝鮮情勢・北朝鮮有事」であるということをお忘れしないで下さい。

最後に、私たちは、裁判官にもう一度考えてもらいたいことがあります。

それは、“なぜ”，わが国政府が、“憲法上行使できないとしてきた「集団的自衛権の行使」を容認し、「反撃能力の保有」を宣言することになってしまったのか”という点です。

この点について半田滋さんは、「一つは“安部元首相の政治的信念”。二つ目には“外務省の思惑（思わく）”。三つ目が“米国のアーミテージ・ジョセフナイレポートの影響”。」（5頁）と証言されています。しかしここには、“日本国民のために”という「本来政治部門や行政部門がもつべき崇高な価値観」がまったく見出せません。

本当にこれでいいのでしょうか。

要するに、わが国の存亡が、「(1)“一部の政治家の偏った考え方”，(2)“質が劣化し外交交渉もままならない一部の行政官僚の偏狭な考え方”，(3)“米国の国益や米国の一部の団体の権益”」に引き摺られてきている、ということなのではないでしょうか。

もったきちんと，“憲法を改正すべきかどうか”を含めた国民的議論を展開し、後悔をしなくてよい結論を出す必要があるのではないのでしょうか。

私たち国民は、もう直ぐ…そんなに遠くない時期に…台湾有事・北朝鮮有事、そして、それに誘発された“戦争の勃発”という“どんなに後悔しても、後悔しきれないような悲惨な結末”に遭遇するのかもしれないかもしれません。そして、その惨劇は、台湾から南西諸島や沖縄を經由して九州に、さらには本州に上陸し、日本全体がそれに呑み込まれていくことになるのではないのでしょうか。

その時には、私たち控訴人も控訴人代理人も、そして、裁判官も、また、被控訴人席の訟務検事や訟務事務官諸氏も、「暗くて悲惨な歴史の一ページ」の責任を背負わされることとなります。

そのことを、よくよく考えた判断を期待して、私たちの最終意見陳述とさせていただきます。

以上